

平成 31 年 3 月 6 日参議院予算委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。

今国会から、日本維新の会と希望の党は参議院の会派で統一会派を組みまして、今、共に活動しております。今日はその維新・希望の会派の立場から、不正統計の問題あるいは憲法の課題について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の毎月勤労統計の不正が表に出ましてから、総務省は、全ての基幹統計、これも総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省及び国交省が所管する二十三の基幹統計で問題があることが明らかになったと。まあ不正とは言えませんが、統計法に照らして様々な問題があるということが分かったと。

実は、総務省は一七年にも、これは基幹統計だけではなくて、全ての、政府がやっている三百七十七の統計を一斉点検して、三百七十七のうち百三十八の統計で問題が確認されたと。つまり、日本の統計は、霞が関がやっている統計は約四割はみんなおかしなことをやっていると、こういう調査結果が出たんですね。日本の統計行政は、まあ崩壊とは言いませんが、大きな問題を抱えているということが分かってきたわけなんです。

で、今回のこの毎月勤労統計の問題もこれありでありまして、総理、もう霞が関の統計行政、これももう破綻しちゃっているんじゃないですか。まず、そのことについての、この結果についての感想を聞かせてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 高い専門性と信頼性を有すべき統計の分野において毎月勤労統計のような事案が生じたことや、あるいはまた基幹統計の点検の結果、これは手順の誤り等の問題が多数認められたことについて、重く受け止めております。

今回のような事態が二度と生じないよう、徹底して検証を行い、再発防止に全力を尽くし、政府統計に対する国民の信頼を取り戻すことで政治の信頼をしっかりと果たしてまいりたい

いと考えております。

○松沢成文君 総理、ちょっとこれ通告していないので、総理の考え方、感想を聞かせていただきたいんですが、総理、今も答弁で言いました、今後、再発防止に全力を挙げると、徹底した検証で総合的な対策を講じると。実は、予算委員会の中でこの言葉を連発しているんですね。

しかし、一昨日の参議院の予算委員会では、ここでは、厚労省が巨大官庁になり過ぎてガバナンスが利いていない、厚労省を分割するような組織改革考えたかどうかという質問に対してこう言っているんです、組織論は非常にエネルギーを費やすことになるから。まあ恐らく難しいということなんでしょうね、消極的な答弁しているんです。

じゃ、この二つの答弁、私はちょっと矛盾があるんじゃないかと思うんですね。総合的な対策を講じると言いながら、組織論は非常にエネルギーが要るのでちょっとやりたくないなと。総理、これ、どう解釈したらいいんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この統計については、しっかりと我々も検証を行いました。その上において、統計を確かなものにしていく、その品質を高めていくために全力を尽くしていきたいと思っております。

また、組織論においては、他方、厚生労働省において様々な課題がある中において、まずは今回のことを検証し、再発防止を行うと同時に、様々なこの政策的課題を進めていく上においてしっかりと取り組んでもらいたいと、こう思っているわけでございます。

他方、確かに不断の検証が必要だと思っておりますよ、そのそれぞれの組織については。しかし、それはそういうものに本格的に取り組むということについては相当のエネルギーが掛かるわけでございまして、組織に属する人たちがそこに自分、この精力を注入すると、本来やるべき仕事とのバランスの問題も考えなければ我々いけないわけでございまして、もちろん組織がどうあるべきかということは常に検討しつつ、まずは今の様々な課題に全力を尽く

していきたいと、こう思っております。

○松沢成文君 でも、総理、改革というのはエネルギーをめちゃくちゃ注入しないとできないわけですよね。

組織論だけじゃなくて、まず最初に、今日はちょっと統計法の強化、これをやっていかなきゃいけないんじゃないかということで、ちょっとこれは総務大臣になりますかね、質問させていただきたいんですが、現行の統計法では、政府の統計を管理監督する立場にある総務大臣や総務省の権限には私は限界があるというふうに思っています。例えば、資料提出要求などの権限は、求めることができるということができる規定でありまして、相手側が拒むことができない例えば立入調査等の権限は規定されていないんですね。

そこで、今回の厚労省の不正調査のような場合には、総務大臣及び統計委員会が資料の提出命令や立入調査の権限を設けるなど、相手側が拒むことができず、拒んだ場合は罰則が適用されるような統計法に改正をしていく必要があるんじゃないかと。規制強化ですね。その点についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣（石田真敏君） 議員御指摘のように、統計法には、総務大臣は行政機関の長に対し統計法の施行状況の報告を求めることができる、統計委員会は関係行政機関の長に対し資料の提出等を求めることができるといった規定が設けられております。

そして、今回の毎月勤労統計の事案に関しましては、平成三十一年一月四日に、統計法のこの規定に基づきまして、総務大臣から厚生労働大臣に対しまして報告を求めました。そして、同年一月十七日の統計委員会を開催することとなったわけでございます。平成三十一年の一月十七日の統計委員会におきましては、厚生労働省から事情説明があり、東京都の五百人以上の事業所について全数に戻すべきなどの意見をまとめ、同年一月二十二日に厚生労働大臣に対し通知をいたしました。

こういう手続があるわけですけれども、いずれにいたしましても、総理も申されておしま

すように、今、厚生労働省の特別監察委員会から報告書が出ました。そして、今、賃金構造基本統計については総務省の行政評価局が調査をいたしております。さらに、統計委員会では、今回の事案を受けまして、点検検証部会、ここで再発防止あるいは統計の品質向上、こういった観点から徹底した検証を行うということでございますし、また、この国会でも様々な御提言をいただいております、こういうものが一定の出そろった段階で、総理もおっしゃられているように、結果を踏まえ、統計全体について、総合的な対策について検討していきたいと思っております。

○松沢成文君 その総合的な対策の中に、統計法の規制強化も是非とも実現をしていただきたいと思っております。

さて、次に、総理が余りエネルギーを注入したくない組織改編の問題に入りたいと思うんですけども、今回の不正統計のような問題が起こる原因に、我が国の統計機構が、統計庁や中央統計局のような一つの機関が一元的に官庁統計を担うのではなくて、もう御承知のとおり、各省庁に統計担当部門が分散して設けられているということが挙げられます。分散型ですよ。もちろん、これ、分散型にもメリット、デメリットあるでしょうし、統計庁のような一つのきちとした統計専門の役所をつくるのにもメリット、デメリットが私はあるとは思っています。

そこで、やはりここまで来ると、官庁統計の専門性の確保あるいは整合的な体系の構築、これをしっかり重視して、統計庁をつくるという方向を考えていくべきではないかというふうに私は思っておりますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 我が国の統計機構では、各府省が所管行政に関連する統計作成を担い、統計委員会は第三者機関として統計整備の司令塔機能を果たしてきました。

さらに、統計機構の一体性を確保するために、昨年の統計法改正により、統計委員会の機能が強化され、各府省の所管する統計調査について、予算や人材の配分も含め、自律的、機

動的に政策提言やそのフォローアップを行うことができるようになりました。まずはこうした機能を十分に活用していくことが重要と考えます。

こうした取組の一環として、今回の統計をめぐる問題を受け、統計委員会において点検検証部会を設置し、先月から審議を進めていただいているところであります。委員会による検証結果も踏まえ、総合的な対策を講じてまいりたいと思います。

○松沢成文君 総合的な対策でありますけれども、私は、もうここまで統計行政が破綻しているのであれば、統計庁というような一つの強力なお役所をつくって、そこに長官も置くようになると思いますし、専門家も充実できると思いますし、各省庁の二重統計みたいなのも排除できる、まずこういうメリットもありますので、そういう機構改革を考えるべきだということをあえて申し上げておきたいと思います。

さて、この統計不祥事だけじゃなくて、最近の霞が関は、もう年に一回どころじゃないですね、年に数回いろんな不祥事が出てきます。厚労省も、今回の統計の問題じゃなくて、働き方改革のときもデータの改ざんみたいな問題がありました。あるいは、昨年、一昨年ぐらいですか、昨年ですね、モリカケ問題があって、財務省の公文書の隠蔽どころか改ざん、こういうこともありましたし、あるいは、これ一昨年ですかね、文科省の方でも天下りあっせんですか、こんなこともありました。もう国民の皆さんから見ると、これまで優秀だと思っていた日本の官僚、霞が関、今日も関係者たくさんいると思いますが、何なんだ、これはと。本当に政治家に対する不信もすごいですが、日本の官僚に対する国民の不信というのも私は物すごく大きくなっているというふうに思いますね。

そこで、この霞が関の官僚の不祥事が起きないように、何か機構改革をして新しい仕組みをつくることができなかと、いろいろ考えてみました。そこで、人事院という役所があるんだから、これをもっともっと積極的に使えないかという提案でございます。

人事行政の公正の確保とかあるいは職員の利益の保護に関する業務をつかさどる人事院

というのがございます。この中立的な第三者機関である人事院には国家公務員倫理審査会が設置されておりまして、この倫理審査会は国家公務員倫理法違反の疑いがある場合の調査やその結果に基づく懲戒手続を実施しております。

そこで、この人事院に、国家公務員倫理法違反だけではなくて、今回の統計法などのその他の業務関連法案に違反する行為への強力な調査権限を持たせて、第三者機関人事院が霞が関の職員不祥事の御意見番になるような、御意見番じゃないですね、もう調査してきちっと改善させる、そういう権限を持つ役所、つまり国のお金、予算や決算について会計検査院があります、それと同じように人事院に公務員の倫理あるいは不祥事に関しても調査して監督する権限を持たせる、こういう新しい考え方があるんじゃないかと思いますが、総理はいかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 人事院の調査権限は、国家公務員の人事行政の公正の確保等の責務を担う人事院が例えば職員の処分といった人事行政に係る事項を調査するために付与されているものであり、これを一般的な行政監視にまで広げることについては、人事院の基本的な役割に関わることから、慎重な検討を要するものと考えられます。

なお、人事院は独立性を有しており、直接内閣の指揮監督を受けない位置付けとなっていることから、その具体的な権限行使の在り方について私から答弁することは差し控えたいと思います。

○松沢成文君 まあ、余り前向きではない答弁でしたけれども、ただ、私は、様々な再発防止策、組織として、先ほどから議論がありました、考えるんでしょうけれども、何かこの霞が関の行政機構として、もう少し公務員の不祥事が起きないように体制をつくっていかないと、私は、また、またぞろ一年か二年すると不祥事が続発するということになりかねないと思っていますので、是非とも前向きな検討をお願いしたいと思います。

続いて、憲法の問題を伺っていきたいと思います。

安倍総理は、この国会の場で憲法の問題を聞かれても、これは国会の方で議論してください、憲法審査会でやってくださいということで余り答弁をなされませんが、あえて、まず総理の考え方をお聞きしたいんですが、総理は自民党総裁という政党の党首でもありまして、憲法の改正を目指す、特に最近では九条に自衛隊を明記するんだということを様々な場で訴えております。

ただ、安倍総理の総裁の任期ももう二年半ぐらいですよ。この二年半の中で、憲法改正に向けてどういう道筋を総理自身、描いているのか。今年は選挙もあります、忙しい年です。来年はオリンピックもありますよね。かなり、憲法改正やるには国会の決議だけじゃありません、国民投票もやらなきゃいけないわけですね。

こういう非常に難しいプロセスを経なきゃいけない憲法改正、この二年半の中でどのようにやっていきたいか、道筋を描いているのか、その辺りの考え方をまずお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） こういう答弁になって恐縮なんですけど、今もこの場には内閣総理大臣、行政府の長として立っているわけでございまして、予算や法律等についてここで答弁する義務を果たすところでございまして、憲法についてこの場で、また、あるいは憲法についての自由民主党総裁としての私の考え方について述べることについては基本的に差し控えさせていただきたいと思っております。

私が一昨年、この九条二項を残して自衛隊を明記するべきだということを申し上げたのは、一石を、憲法の議論に一石を投じるという意味でこの発言をさせて、これはまあ自由民主党総裁として発言をさせて、これは国会の場ではなくてセミナー等の場で発言をさせていただいたところでございます。

そこで、どういう計画があるのかということでございますが、これは、あとはまさに国会において、憲法審査会において議論がなされ、この国会で、この公僕において、三分の二の

多数が形成され国民投票に付されていく、それに向けて国民的な議論、また国会の議論が深まっていくことを期待しているところでございます。

○松沢成文君 ここには総理・総裁として立っているのです、憲法は国会の方で議論してください……（発言する者あり）ああ、総理として立っているのです、こういういつもの答弁なんですけれども。

それでは、ちょっと私たち希望の党が考えている憲法改正案を少し披露しますので、それについての感想ぐらいは言えますよね、政治家ですから、ちょっと是非ともお示しいただきたいと思うんです。

私たち希望の党は、日本国憲法の最大の問題は、国家の安全保障あるいは緊急事態の対応についての条文が全くないと、ここが最大の問題だというふうに考えています。これでは、例えば侵略があったとき、大災害があったとき、あるいは大規模テロが起こったとき、国民の生命、財産を守れないというふうに思うんです。

この認識については、総理、いかがですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 国家の緊急事態に際しては、国民の生命、財産を守るため、政府全体として総合力を発揮して対処することが重要であります。このため、政府としては、様々な緊急事態に対処するための制度及び体制の整備を行っており、時々の情勢に応じ、その充実に努めているところであります。

例えば、大規模災害が発生した際には、災害対策基本法などに基づき、避難指示等の災害応急対策や災害復旧などに取り組むこととなりますが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、緊急災害対策本部設置の要件を緩和、また、東日本大震災の教訓を踏まえ、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するため、対処方針の作成、閣議決定を義務付けなどの法改正を行い、所要の見直しを適時に行っているところであります。

政府としては、今後とも、緊急事態において取るべき対応について不断の見直しを行って

いくとともに、いかなる事態にあっても、国民の生命、財産、そして幸せな暮らしを守るために万全を期していく所存でございます。

[○松沢成文君](#) 緊急事態に万全を期すのは政府として当たり前ですが、やっぱり憲法にきちっとした規定がないから、万全を期すというのはどういうことをやるのか分からないわけです。そこが今の憲法の一番問題なんですね。

私たち希望の党は、自由民主党と一緒に、憲法の九条の改正、それから緊急事態条項、これを入れようと、これ両方とも提案しているんです、テーマとしては。ただ、内容はかなり違います。

そこで、今日は、安全保障、憲法の第九条について、まず私たちの案を総理に、あるいは国民の皆さんに説明したいというふうに思います。(資料提示)

まず、九条の第一項ですよ。これは、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する、侵略戦争はしない、もうこれは一番大切なことですから、きちっと守っていきましょうと。

しかし、第二項なんです。現行の第二項は、陸海空軍持たない、交戦権は否定します、こうなっているわけですね。ですから、この第二項があって自衛隊の存在があるからその説明が難しくなって憲法解釈がごちゃごちゃ出てきて、あるいは自衛隊の存在が、先ほども議論ありました、憲法違反だというふうに言われてしまうんですね。

そこで、その問題を抜本的に解決するには、今の第二項を削除して、自衛のための戦争ですよ、日本国は、日本の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つとともに、国際社会の平和と安全に寄与するため、自衛隊を保持する。きちっと書くべきだと思うんです。自衛隊の存在と、それから目的ですね。自衛隊の目的は、まず平和と独立を守るんです。それから、国民、国及び国民の安全を保つことです。これは災害なんかも入りますよね、防衛だけじゃなくて。そして、国際社会の平和と安全に寄与する。これ、国際貢献です。この自衛隊の任

務の三大任務をきちっと書いて自衛隊を保持する。

そして第三項に、自衛隊はやはり実力組織ですから暴走しては困ります。そこで、シベリアンコントロール、文民統制をきちっと書き込む。内閣総理大臣は、内閣を代表して、自衛隊の最高の指揮監督権を有する。国会は、法律の定めるところにより、自衛隊を統制する。

これ、安全保障の基本原則として非常に分かりやすいでしょう、総理。これ、まず、日本は平和国家として侵略戦争はしません。しかし、独立国として自衛権はあるんだから自衛隊を置きます。自衛隊の任務はこの三つです。自衛隊が暴走しないように、きちっとシベリアンコントロールで内閣総理大臣が指揮監督権を持つ。自衛隊の予算や自衛隊の行動については、国会が議論してきちっと決めるんですと。この三点セットがあれば、日本の安全保障というのは、なるほどこうやってやっていくんだなと非常に分かりやすいと思うんですよ。

総理、感想いかがですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほどの答弁の際に、緊急事態に対する御党の提案についての感想についてはどうかということもございましたので、それも併せて申し上げたいと。

基本的には答弁を控えさせていただきたいと思いますが、あえて申し上げれば、大規模な災害が発生したような緊急時において、国民の安全を守るため国家や国民がどのような役割を果たし、国難を乗り越えていくべきか、そのことを憲法にどのように位置付けるかについては、極めて重く大切な課題であると考えています。特に、緊急事態に際し、衆議院議員が不在になってしまう場合があるのではないかとこの従来からの指摘については、現実的で重要な論点であると認識をしているところでございます。

そして、今この九条についてもお示しになったのでございますが、基本的には総理大臣としてこの場でお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、お尋ねでございますのであえて申し上げれば、我が国が独立国家として国民に対して第一義的に果たすべき責任は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くこととあります。その意味で、安全保障の基

本原則を確立するため憲法九条を改正しようという御党の取組については敬意を表したいと思えます。

昭和二十九年の自衛隊創設以来、政府としては、一貫して、自衛隊は我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であって、憲法に違反するものではないと考えて、解しています。この点はまず明確に申し上げておきたいと思えます。他方で、近年の世論調査でも、自衛隊は合憲と言い切る憲法学者は二割にとどまり、多くの教科書に合憲性に議論がある旨の記述があるという状況があるのは事実でございます。

現在、自民党の党内において行われている憲法改正をめぐる議論の状況や御党の案についてコメントすることは差し控えさせていただきたいと思えますが、元々の自民党の九条の改正草案にはこれ似ているなという印象を持つ方が多いのではないかと、こう思うところでございます。

私自身は、国民のため命を賭して任務を遂行する自衛隊員の諸君の正当性を憲法上明文化し、明確化することは国防の根幹に関わることだと考えています。同時に、少なくともこれを実現することは私たちの世代の責任ではないかというふうにも考えているところでございまして、憲法改正は、国会が発議し、国民投票により決められるものであります。国会の憲法審査会の場において、各党の議論が深められることを期待しております。

[○松沢成文君](#) 安倍総裁と言った方がいいのかもしれませんが、自民党の憲法改正案と我が党の改正案、似ているようで全然似ていないんです。(発言する者あり) あ、元々のやつね。

今回の、この前出した自民党の改正案は、九条の二項を残し、それでその下に、その次に、これ九条の二として自衛隊を、自衛権があるから自衛隊を明記して、その下にシビリアン条項、文民統制もつくっているんですね。これ、やはり九条の二項を残したまま、また自衛隊を加えても、この自衛隊の存在と九条の矛盾というのはそのまま残っちゃうんです。ずっとその憲法論争は続くことになるんですね。

これ、九条の二項を削除するとなると、何だ、あの人は軍国主義者だという誤解があるんですが、全くそうじゃありません。侵略戦争を否定しているんです。独立国として当然持っている自衛権を担保するために自衛隊を置くんです。でも、自衛隊は自衛のための軍隊としてきちっとシビリアンコントロールを担保するというふうになっていますので、私は、国民にとっては、この憲法九条の矛盾を解消して、分かりやすい九条改正案としては希望の党が勝ちだと思います。

これ、でも、国民の皆さんにどれだけ早く理解いただけるかという、こういう問題もありますから条文は難しいんですが、是非とも、もし九条を改正して自衛隊をきちっと明記するのであれば、自衛権をきちっと明記する、自衛隊は自衛のための軍隊だとして、きちっとその機能を書かない限り、この憲法論争、九条論争というのは終わらないのでね、どうせやるならばそこまで踏み込んでやっていただきたいんですけど、いかがでしょうかと言っても答えませんかね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど似ていると言ったのは、言わば二項を残した形の改正案ではなくて、元々、その前の谷垣執行部で作ったときの草案に似ているなど、こう申し上げたわけでございます。

そこで、憲法の論争ということは本当は基本的に差し控えさせていただきたいと、こう思うのでございますが、今のお尋ね、あえてお尋ねでございますのでお答えさせていただきますと、言わば、九条との矛盾ということでございますが、二項との矛盾という意味でおっしゃっているのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、我が国としては、この自衛隊の存在自体は憲法違反ではないという立場を二十九年の発足以来ずっと取っているものでございますから、本来、政府としては矛盾するものではないという立場でございまして、その上に自衛隊を明記することによって違憲論争をなくしていきたいと、こう考えているわけでございます。

○松沢成文君 政府解釈があるから矛盾するものじゃないとしか総理の立場としては言えないと思うんですが、この矛盾を解消できない九条改正だったら私はやらない方がいいんじゃないかなぐらいに思っています。

次に、もう一点提起したいと思うんですが、個人情報保護、まあプライバシー権ですね、あるいは国民の知る権利、この問題なんです。

実は、私たち希望の党は、安全保障や国家緊急事態とはまた違った意味で、今の日本国憲法の大きな問題というのは、やっぱり新しい人権について、もうできたのが七十数年前ですから、全く明記されていないんです。でも、近年の高度情報化社会の中で、我々の個人情報、プライバシー、脅かされているんじゃないか。あるいは、我々の知る権利、国の、行政の情報は主権者である国民のものなのに、幾ら国会で追及されても政府はのり弁しか出してこない。全く情報の、何というか、隠蔽、改ざんまでしているわけですよ。だから、ここをきちっと国家として基本原則を憲法に私は書くべきだと思うんです。

総理、このプライバシー権、国民の知る権利、新しい人権、これを憲法にきちっと新しい時代に合ったものに加えていく、こういう発想についてはいかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 御党の改正案を含め、憲法改正の内容については内閣総理大臣としてこの場でお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、その上であえて申し上げれば、御指摘の新しい時代の人権、すなわちプライバシーの権利や知る権利を保護することは現代社会において極めて重要であるものと認識しております。

このような観点から、政府としては、これまで個人情報保護法や情報公開法といった法律を制定するなど、国民のプライバシーや知る権利を保護するための施策を行ってきましたが、御指摘のように、これら権利を憲法に位置付けるかどうか等については様々な議論が必要であるものと認識をしております。

いずれにいたしましても、憲法改正につきましては、憲法審査会で議論がされることを期

待したいと思います。

[○松沢成文君](#) 我が党のこの条文をちょっと説明させていただきたいと思うんです。

プライバシー権というのは、精神的自由権の一つと考えられることから、集会、結社、表現の自由について定める二十一条の次に位置付けさせていただきました。ちょっと読みますね。何人も、みだりに私生活を侵害されない、これをはっきり明記します。プライバシーは守ってもらう、守るんだと、権利も義務もあるんだと。そして、二として、国及び公共団体は、その保有する個人情報を適正に保護しなければならない。私は、是非とも日本国憲法に必要な条文だと思いますね。

というのは、今政府が年金の情報をたくさん持っている。それが漏えいしてしまっって何か大事件になって、第一次安倍内閣も苦労しましたよね、この問題では。あるいは、地方自治体もマイナンバーカード、これにいろいろ個人情報を持っていて、それがどうやって使われているのか、下手したら目的外に使われているんじゃないかとみんな心配しています。ですから、自分のプライバシー、個人情報はきちっと守るんだということは、これは憲法で宣言すべき最も重要な人権だと思うんですね。

それで、加えて、個人情報は、政府は的確に保護しなければならないと。これ、総理、政府だけじゃなくて、例えばG A F Aと言われる巨大情報産業、グーグルとかアマゾンとかアップルとかですね。これ、大変な情報収集できます。その情報をビッグデータとして保管するだけじゃなくて、それをうまく利用して商売に使おうとしているんじゃないかという疑惑がたくさん出ているわけですね。ですから、これは政府だけじゃなくて、こういう巨大情報産業が持つ個人情報もしっかり守られなければいけないということを宣言するためにも絶対に憲法に必要な条文なんです。

それと、二つ目です。国民の知る権利。これは地方自治体の方から情報公開条例とって進んできて、それで国でも情報公開法を作ったんですね。でも、その憲法上の担保がないか

らまだまだ弱いんですよ。以前、神奈川県に長洲知事っていました。覚えていますか、三十年ぐらい前ですけどね。情報公開法を作るときに非常な名言を残しているんです。県の情報は県会議員や県の職員のものではないんだ、主権者である県民のものなんだと。だから、原則全て県民に公開するって条例作ったんですよ。先見の明がありますよね。

その言からいくと、霞が関にある国家の情報は原則主権者である国民のものなんですね。国会議員のものでも内閣のものでもないんです。ですから、原則公開する。しかし、国は外交、防衛とか表に出しちゃおかしくなる情報を持っているので、そこは公共の福祉としてきちっと守ることができる、この基本原則も憲法にしっかり書かなきゃいけないと思うんですね。これ以上聞いてもなかなか答弁しづらいと思いますので、是非とも我々としてはこの条文も新しい憲法に入れたいと思っているんです。

総裁、これから憲法の議論が始まります。憲法の議論が始まると、やっぱり私たちのように改憲を目指す政党は改憲案を出してきます。自民党もそうです、維新の党もそうです。我々希望の党も出します、四項目、もっと出していきたいと思うんですが。そのときに、やはり憲法改正に非常に消極的な考えの野党の方もいらっしゃいます。そういう皆さんも論争に、一緒になってやってもらうには、皆さんが一番求めている方向の条文改正が必要ですよね。真っ二つに割れるような条文だと、なかなか憲法審査会でも議論進んでいかないと思います。

そこで提案なのは、この国民の知る権利、プライバシー権というのは、実は立憲民主党の枝野さん含めて野党の皆さんもここはしっかりと議論して、できれば新しい人権として規定していくべきだという意見も持っているんですよ。野党の皆さんの多くは、憲法というのは国家権力から人権を守るためにある装置なんだという解釈もあります。

そうであれば、このプライバシー権や国民の知る権利をまず一番目に改正してみようじゃないかという提案であれば、私は多くの政党が議論に乗ってくるんじゃないかというふう思うんですが、総裁の感想をお聞かせください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 自民党は四項目の改正案のイメージを既に提出をさせていただいておりますが、まさにそうしたことも含めて、各党各会派が様々な案を憲法審査会に持ち寄り、議員同士の議論をまず行うということが大切ではないか。そのことにおいて、三分の二を形成する項目があれば、当然それはその項目について発議をされていくという、そういうことが望ましいんだらうと、こう思っております。ですから、私がどの案を先にとか言うことは、述べることは差し控えたいと思います。

まさに、憲法審査会において、これは憲法審査会じゃなくて、皆さん、予算委員会で私に聞くわけでありますが、まさに憲法審査会で、我が党のここにいるそうそうたるメンバーも出ますよ。今こちらを見ている山下雄平さんだって、二之湯議員だってみんな、皆さん、あと、この憲法について見識を持っておりますから、そういう議員同士の議論を行うことによって国民的な議論も深まる、理解も深まっていく、そういう中で議論が収れんしていくということが一番望ましいのかなと、こう思っております。（発言する者あり）

○松沢成文君 私は全て賛成じゃないんですね。

というのは、安倍総理は、やはり政治家として、総裁としてあるいは総理として、憲法改正についていろんな場で提起されているわけですよ。そうであれば、国民の皆さんがこれだけ見てくださっている予算委員会でも、議員から憲法論争を仕掛けられたら、それを受けて立つと言って論争することによって国民の皆さんに憲法改正の重要性というのは伝わるんです。それを、私は政府の代表で来ていますからお言葉は差し控えていただきますと、こうやってずっと逃げ続けていたら、これ憲法論争なんか深まるわけないですよ。

御自身がやっぱり憲法改正必要だと思っているのであれば、どんな場でも議員さんから論争を仕掛けられたらしっかりと受けて立つ、それぐらいの根性ないと憲法改正できませんよ。いや、この場では控えさせていただきますと逃げていたら、国民の皆さん分からないじゃないですか。あえてそのことは忠告させていただきたいというふうに思います。

さて、次の質問に行きます。

天皇陛下の皇位継承、退位の問題についてお伺いしますが、四月三十日に退位礼正殿の儀が行われて、ここで天皇陛下が退位をするというふうになっています。その式典の中で、総理は首相として国民代表の辞を述べられます。それに続いて陛下からお言葉をいただくことになっています。

そのお言葉の中で、陛下は、政府はですね、ごめんなさい、譲位という言葉を使わないよという調整をしているというふうな新聞記事が載りました。陛下は、昨年十二月の誕生日の記者会見でも自ら譲位という言葉を使っておまして、私は国民の皆さんにとっても譲位の方が分かりやすいんじゃないかと思っているんです。

そこで、なぜこの譲位という言葉が陛下は使わないよというふうにおっしゃっているんですか。それは事実ですか。おっしゃっているとしたら、その理由をお聞かせください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 退位礼正殿の儀における天皇陛下のお言葉については現時点で何ら決まっておらず、政府として譲位という言葉を使わないよう調整しているという事実は、これはありません。

その上で、天皇陛下の御退位を実現する天皇の退位等に関する皇室典範特例法においては、退位という用語を用いております。これは、平成二十九年に取りまとめられた「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」において、「今上天皇が退位することができるように立法措置を講ずること。」とされ、制定された法律の名称も天皇の退位等に関する皇室典範特例法とされていることでありまして、今回の皇位の継承は、天皇陛下がその意思により皇位を譲るというものではなく、この特例法の直接の効果として行われるものであることを踏まえ、政府として譲位ではなく退位という用語が適切であると考えたことによるものであります。

○松沢成文君 陛下のお言葉に、そういうふうにしろということは言っているわけではない

という答弁でありました。そこは安心をいたしました。

そこで、確かに皇室典範特例法では退位という言葉を使っていて、譲位という言葉は使っておりません。ですから、法律名称としての退位と、私は今回の実態としての譲位というのは両方あっていいと思っています。使い分けていいんじゃないかというふうに思っています。これ、退位というと、まあそこで退位ですから、引退の退ですよ、もう天皇陛下終わってしまって、もう引退でお休みいただくというイメージにもちょっとつながって、断絶の意味にもなってしまいうんですね。

実は、今度の特例法では、この退位で天皇陛下が終わりになって引退するんじゃないんですね。上皇という新しい位を設けているんです。ですから、天皇陛下は、上皇という新しい、何というかな、名称を設けているんですね。上皇になられるんですよ。ですから、天皇陛下は、皇位は皇太子殿下にお譲りします。そして、自らは、全て引退するんじゃなくて、上皇になられるんですね。そういう意味でも、私は、譲位という方が分かりやすく、天皇陛下もそれになじんでいるからそのお言葉をいろんなところで使っているんじゃないかというふうに思うんですね。

この退位と譲位の使い分けというか、私は両方あっていいと思います。それで、国民の皆さんも私は譲位の方が分かりやすいと思うんですけどもね。その辺りについて、総理はどうお考えですか。両方あってよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、総理としてこの法律に縛られる立場でございまして、用語等におきましてもこの法律にのっとって使わなければいけない立場でございまして、その観点から退位という言葉を使わせていただいております。天皇の退位等に関する皇室典範特例法による用語を使わせていただいているということでございまして、その意味をどうか御理解をいただきたいと、このように思います。

○松沢成文君 恐らく政府、これは、総理じゃない、宮内庁も含めてですね、お考えは、譲

位というふうになると、天皇陛下のお言葉から発しているというふうに思われてしまって、憲法四条ですか、で規定している天皇は政治的権能を持たないというところに触れてしまうんじゃないかという御心配があると思うんですが、いや、私はそうは思わないんですね。やっぱり、実態を表すのは譲位ですから、やはり譲位というのは、天皇陛下から言ったからではなくて、実態を表す言葉として譲位という呼び方があってもいいという考えでありますので、是非ともまた政府も参考にさせていただきたいなというふうに思います。

さあ、最後に、いよいよこの皇位継承の様々な儀式があるわけですが、退位礼正殿の儀、ここで天皇陛下は退位というか、上皇になるわけですね。天皇陛下を降りて上皇になっていくと。その大きな国事行為としての儀式が行われるわけです。そして、五月になって、五月一日に剣璽等継承の儀ですね。要するに、三種の神器のうち二つの刀と玉ですか、(発言する者あり) ええ、そうですね、それを今までの天皇から新しい天皇に譲られたというこれ儀式ですよ。

ただ、ここに問題がありまして、四月三十日に退位正殿の儀があつて、一日空いて剣璽等継承の儀ですから、この空白の一日間はこの剣璽が誰が持っているのかという問題が発生してくるわけです。政府が一時預かるという認識なんでしょうか。これをもし許してしまうと、これは長い間続いてきた皇室の伝統が私は崩れるんじゃないか。旧天皇から新天皇に譲られるのがこの剣璽ですから、そこに一日あるということは入ってしまいますよね。

ですから、私は、こういう、皇室とともに伝わるべき由緒あるこの儀式を継承させていくためには、やはりこの剣璽等継承の儀を四月三十日の退位正殿の儀、退位礼正殿の儀の中に入れるか、あるいは直後に行つて、その剣璽を旧天皇から新天皇に、新天皇の即位は正式には五月一日ですが、そこに、間に政府が入ることなく、政府が一時預かつて、あした新天皇に渡しますよって、極めてこれは不遜ですよ。そうじゃなくて、必ず直接渡すような工夫をしないと、私は、おかしくなるんじゃないかと、この伝統に反するんじゃないかと思いま

すが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今般の皇位の継承は天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づき行われるものであり、同法第二条により、天皇陛下が、法の施行日、平成三十一年四月三十日限りで御退位され、直ちに皇太子殿下が御即位されることとされていることから、皇位はこれ、途切れることなくまず継承されるわけでございます。

私どもといたしましても、長年引き継がれてきたこの伝統を大切にしなければならないと、こう考えているところでございますが、法令にのっとり行われるこの退位、即位も、これは途切れることなく、皇位は途切れることなく継承されるわけでございます。

また、御心配であるこの剣璽でございますが、皇室経済法第七条に規定される皇位とともに伝わる由緒ある物である剣璽は、本年五月一日午前零時の皇位の継承と同時に新天皇に継承されることになるわけございまして、政府、私とか政府が一時預かるということはないわけございまして、ぎりぎりまで、御退位になるまで今上陛下、そして、五月一日の午前零時をもって皇位の継承が行われますが、その同時に新天皇に継承されることになるわけございまして、このようなことから、このまさに剣璽を政府が継承が行われるまでの間預かるということにはならないということございまして、どうか御安心をいただきたいと、こう思います。

なお、これを前提に、新天皇が剣璽等を継承されたことを国民の代表の前で目に見える形で公にする国事行為たる儀式として、剣璽等承継の儀を新天皇の御即位後速やかに行うこととしております。

○松沢成文君 じゃ、そこには次の存在のタイムラグはないということですね。しっかりと、じゃ、午前零時で受け継がれると。はい、まあそこを国民に分かりやすくまた説明をいただければというふうに思います。

〔委員長退席、理事二之湯武史君着席〕

あと二分ありますので、最後、財務省に来てもらっているのも、持論の、また、たばこ対策をやりたいんですけれども、あと二分なので、お聞きしますけれども、まず、J Tの筆頭株主が財務大臣である、これ、どう見ても解せないですよ。たばこというのは健康に悪いから、政府は規制すべき財なんです。それを何で政府が株主、筆頭株主として抱え、それも、たばこ事業法、J T法でJ Tを守り、一つの社会主義体制のように、たばこ農家を作る葉っぱは全部J Tが買い上げ、全量ですよ、そして日本ではJ Tしか紙巻きたばこを作れないわけです。生産独占ですよ。そしてまた、売る様々なたばこ屋さん、コンビニも全部財務省、J Tが決めているわけですよ。

こんな社会主義体制あり得ませんが、最後に……（発言する者あり）本当ですね、社会主義だってこんなことやらない。失礼しました。今、たばこが国家管理しているのは北朝鮮と中国だけです。先進国でたばこ会社の筆頭株主なんというのは日本だけです。なぜたばこは国家管理でやらなきゃいけないのか、J Tが筆頭株主じゃなきゃいけないのか、分かりやすく国民に説明してください。

○政府参考人（可部哲生君） お答えいたします。

たばこ事業法がたばこ関連産業の健全な発展を通じて地域の雇用、経済の発展に貢献すること、また、国及び地方の財政収入の安定的確保に寄与することを目的として定められております。

〔理事二之湯武史君退席、委員長着席〕

この目的を達成するため、ただいま委員御指摘がございましたように、まず、葉たばこ農家の経営安定を図るためJ Tによる全量買取り契約を実質的に義務付けております。続きまして、これと一体の関係にあるJ Tの国内たばこの製造独占を認めると、さらに、この製造独占の弊害を防止し小売店の経営を安定させるために卸売価格及び小売定価の認可制を定めていると、先ほど委員が御指摘になったとおりでございます。

政府が J T 株式を保有しておりますのは、こうした J T の全量買取りや適正な業務運営などを担保するためでございます。

[○松沢成文君](#) 時間ですので終わります。

どうもありがとうございました。